

山と博物館

第28巻 第12号 1983年12月25日 大町山岳博物館



松飾り作り(飯島角松老)

寒風所感

夏の終りにマツタケ発生のニュースが流れて「今年にはキノコの当り年かも」と、自称名人連をあわてさせた。秋も深まるにつれ、キノコニュースは一段と賑やかになりお化けマツタケ、ジャンボコウタケの話が新聞紙上に載った。

名人連は山の中にそれぞれが独自の「シロ」なるものを持っている。そして毎年そのシロでマツタケやシメジを採り一人悦に入る。シロで目指すキノコを発見した時の満足感と興奮はその人でなければわからないという。

しかし、最近の自然食指向とやらで山にキノコ採りに入る人は年々増加し、たま／＼自分一人のシロと想っていたのが、いつの間にか「共同農場」となってしまう例をいくつか聞いている。これらの共同農場は早い者勝ちということになり、マツタケなどはまだ土の中に眠っているようなものまで採るようになる。そこで見せてもらったマツタケは小指の先ほどの大きさで、それは一本と呼ぶよりはまさに一個と呼ぶのがふさわしいシロモノであった。

キノコ採りの自慢話は釣り人の「逃がした魚の大きさ」に一脈相通する一種独特の雰囲気がある。口角泡を飛ばし身ぶり手ぶりで語るその様子は、語っているご本人が一番興奮していて、聞き手にはめったな事では口を差しはさませない。そして聞き手がシロの場所を聞いたとしても絶対に教えてくれる心配はない。「なにをこのドシロウトめが」といった白い目で見られるのがオチである。それはそうであろう。キノコのシロはそれが例え親兄弟であっても教えないといわれているくらい、キノコ採りにとって「シロ」は大切なものの、赤の他人に教える訳がない。

キノコの季節も去り冬將軍を迎える頃になり、今秋採って塩蔵しておいたキノコを肴に地酒を傾けると思えばすでに来る年のキノコにはせているのである。

市町村制と居住地呼称からみた 大町の移り変わり

大日方 健

一、版籍奉還と戸籍の編成

徳川二六〇年余の幕藩政治は、慶応三年一〇月、一五代慶喜が征夷大将軍を辞して政権を朝廷に返上、同四年一二月、王政復古の大号令をうけて、明治と改元(八月)された。

明治二年二月、鹿児島・萩などの四藩主が版籍奉還を上表したのを皮切りに諸藩主の上表があいついだ。松本藩主・戸田光則は、信濃各藩に先んじて、同年三月二十五日奉還願書を差出し、同年六月、許可された。

新政府の政治組織法である政体書によって「天下ノ權力総テ太政官に帰ス」とされ「府藩県三治の制」が示された。朝廷直轄領は府県に、幕府領は、藩に治めさせた。戸田光則は、藩の長官に任ぜられた。この長官を「知藩事」(明治三年六月設置、七月には「藩知事」と改め、同四年に廃止)と呼んだ。

藩知事は、政治・司法・教化のほか、藩兵の掌握にあたった。明治四年四月、戸籍法が施行されたが、これに先だって、松本藩では版(土地)と籍(人民)の調査が行われた。これは、明治四年の戸籍法に先駆けての版籍調査である。



右は「十二区一小区(大町)の戸籍日録(明治5年)」、左は「戸籍法(明治7年)」

松本藩知事は、明治元年一月、戸籍編成の仕法を示した。「人民御保全永世産業を安んぜしめんため戸籍編製被仰付其法」(大坂市夫氏文書)という文書によれば①庄屋・年寄の一支配内を以て一部(一冊)とし、その地の庄屋年寄が是を掌る。②支配内の五人組ごとに番号をつける。③出生、死亡、その他出入りのあるときは、支配内の庄屋に届ける。④産業、田、畑、山林、船、牛、馬等を記入する。⑤出稼人や雇入人の戸籍と社寺籍は、別に仕法を示した。これは人民と土地を奉還するための戸籍作りで、大町村は、四八番の親番号

が付けられた。戸籍作りは、三年以上もかかりようやく明治四年二月に提出された。このとき、戸籍区戸長、副戸長制がしかれ庄屋が戸長、組頭が副戸長となった。

明治五年に至り、再編成された戸籍を壬申戸籍(明治五年が干支のため)とよんでいる。

同四年七月、松本藩は廃藩置県によって、松本県となり、府県の統廃合で、その年の一月には、筑摩県に編入された。このため、同五年二月、先述の壬申戸籍によって新しい戸籍区を設定した。別表のように、現・大町市は、七四区(常盤)、七九区(社・山ノ寺)八〇区(社)、八三区(大町)、八四区(高根新田と平)に指定された。

この年の八月には、庄屋、組頭が廃され、庄屋は戸長、組頭は、副戸長と改称された。戸長は、戸籍法で新しく作られた小区の長

とし、小区の村々に副戸長が置かれた。小区をいくつかが一緒にして大区が作られ、大区には、区長が置かれた。

現地域の村々の区長をみると、現常盤に相当する第一〇大区長に轟伝、現・社に相当する第一一大区長に、高橋平一、現・大町と平に相当する二二大区長に伊藤重一郎が当たった。いずれも戸長を兼ねており、轟は南安重柳村、高橋は松崎村、伊藤は大町村の戸長であった。

戸籍法の制定によって、幕制以来、行政区画または、自治体として存続してきた町村は、戸籍事務のために設けた行政区(戸籍行政区)に編成され、戸長、副戸長は、兵事・文部・警察の事務に当り、タテ社会における行政上必須の職分とされた。大町村と高根新田村は、一小区(いずれも第一二大区)で独立していた両村は、明治八年二月一七日、合併して「大町村」となる。合併の理由は後述するが、筑摩県はこのとき「旧何々村とは呼称させず、何々耕地」と記載「する」ことを指示した。ために「何々耕地」の呼称は、長く慣用として使われるようになった。

さらに、九年八月、長野、筑摩両県の合併が成って、長野県となったことから、旧長野県側を「北第何大区」、旧筑摩県側を「南第何大区」と改称した。

この大区小区制は、明治二二年一月、郡区町村編成法の施行によって廃止となる。

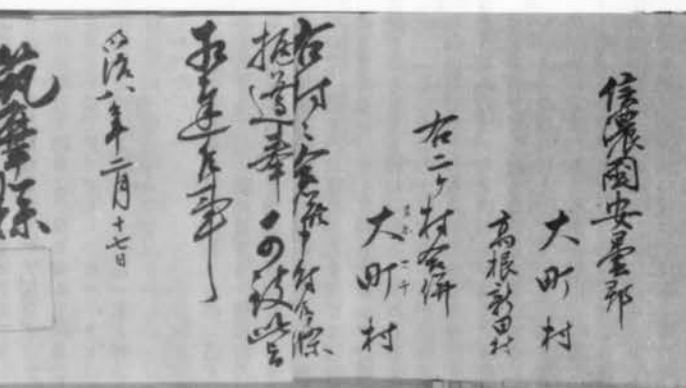
二、郡区町村編成法と行政区

さきに述べた大区小区の設置は、当時行政単位としては余りにも狭小な町村であったため、「旧来一村之内分界ヲ立取致来候村々之儀ハ、以来其区ヲ内分界ヲ立取致来候一村ト相成候様改正之見込相立、大藏省へ伺出」として、町村合併を推奨している。大町村は、この方針に添って高根新田村と合併したのである。全国的には、明治七年から一一年にわたる四年間に全国的に合併が行われ、筑摩県下では大町をはじめ二〇の新町村が誕生(長野町村合併誌(総編)している。

信濃国安曇郡
大町村
高根新田村
右二ヶ村合併
大町村

右村々合併申付候條以来大町村と相唱可申候。就テハ従前各村役場二有之候諸帳簿冊等無洩取纏候上更ニ改称之村名ニ相改當縣布達第百十號之旨ニ照準シ夫々整理可致候。尤村方ニ寄即時諸簿冊合帳差支候義も候ハ、當分之内何耕地分ト記載置候儀ハ不苦候條廉々厚心得尔後一層親睦協和彌以御趣意柄達奉可致。此旨相達候事

明治八年二月一七日
筑摩 様 公印
(大町市役所、大町役場文書)



部分・大町村と高根新田村の合併申付書(明治8年)

明治一七年五月七日、内務省は、「戸長役場諸費ハ区町村費ヲ以テ支弁」の通達を出した。その第一に、「戸長役場の所管区域は、県令が適宜定めるが、「一町村凡ソ五百戸以上ノ令ハ聯合セズシテ戸長一人ヲ置クヘシ、其五百以下ノ町村ハ便宜聯合スルヲ得ルモ、合五百戸以上五町村ニ及フヘカラス、但其概率ニ由リ難キモノアルトキハ状ヲ具シテ伺出ツヘシ」と概ねの連合戸長役場の目安を示した。

この目安を基礎として、大町、平、社の一町二か村は、「連合戸長役場」を大町に設け、初代戸長に高橋平兵衛が選任された。



大町・平・社(一町二カ村)連合戸長役場発祥地 (現仁科町西側)

連合戸長役場は、一八年三月二日、大町八日町(現仁科町)杉木忠一宅ヲ仮事務所として出発した。その後新庁舎は、明治二〇年八月、東町(旧市役所跡)に新築し、同二二年の五月、市町村制に移るまで、一町二か村の役場事務が執り行われたのである。

三、市町村制の発布から今日まで
「四月迄ハ大町、社村、平村役場ハ大町外ニケ村戸長役場ト称ヘ当大町ニ有之、五月ニ至リ町村制ニ依リ各引分ケタリ、大町々長浅野九郎五郎、明治廿二年五月二十八日就職セリ」(八日町平林達郎氏)とあり、明治二二年四月一日からの市町村制時代「大町」に移行する。この間、明治一五年一月、大町村は、その呼称を単に「大町」としたい旨を申出、三月一五日願い通り聞届けられた。

町村名称変更願

北安曇郡大町村

当大町之義ハ戸數八百家屋櫛比十中ノ八九ハ商業ニ従事候モノニテ諸國商法取引往復ノ文書モ従来單ニ大町ト称シ僅ニ上進之公文ニ村ノ字ヲ加ヘ候ノミニテ普通稱呼ト申公文ト同一ナラサレハ後來事支吾スルノ杞憂ヲ免レス、右之事情御察願意御採納被_レ成下度此段奉_レ願上_レ候也

- 右村 惣代 伊藤勝次郎 伊東清四郎 平林重次郎 伊藤重右衛門 伊藤廣二 栗林幸一郎
- 長野県令 大野誠殿 戸長 栗林幸一郎
- 前書之通相違無之 奥印仕候也
- 明治十五年一月一五日 北安曇郡長 窪田畔夫 公印

甲天第百〇七號(何れも朱書)
願之趣聞届候事
明治十五年三月十五日
長野県令 大野 誠 公印

市町村制は、明治二二年四月二五日、公布され、翌二二年四月一日から施行され、郡下では、千国村と中小谷村が合併して南小谷村となったほかは、旧町村の区域をもって、一町一六か村が発足。戸長役場の名を廃し、それぞれ各村ごとに町村役場が置かれた。

居住地呼称の変遷

時代区分	居住地の呼び方	付記
江戸時代(明治初)	信濃国安曇郡 大町組 天町村	大町組
明治初期(明治八年八月)	(松本縣 第十二天区一小区大町村大町村地)	松本縣時代
明治初期(明治九年八月)	長野縣北第十七天区一小区大町村大町村地	松本縣時代
明治二二年(市制令)	長野縣北安曇郡大町〇〇〇番地(何々町)	長野縣へ移行後
昭和二九年以降	長野縣大町市大町〇〇〇番地(何々町)	市町村制時代
	(以上大町を例とした)	現代

官選の戸長・筆生(役場書記といふべき)を廃し、町村会の選挙による名誉職の町村長、助役及び有給の収入役、書記が選ばれた。議会も開設され、公選議員が選ばれた。大町のばあい、明治二二年四月二〇日選挙会で二二名(一級と二級の議員各六名)の町会議員が誕生した。

明治二二年発足した郡制による郡役所は、県の下におかれ、町村制を統轄するため、官選の郡長が置かれた。郡区町村編成法(明治二七年)が施行され、はじめて郡は、中級自治体となり、課税権をもたなかつたものの、郡会と郡参事会が設けられていた。郡会は、議員の三分の一を地価一万元以上の大地主より互選し、残りを町村会から選挙した。その後多少の変更はあったが、郡制自体、ドイツ統一の核心をなしたプロシアの地方制度を機械的に模倣した一面があり、郡長を官僚階級の地方基盤に利用しているなどの欠点があった。このため、行政の簡素化という名目で大正二二年廃止された。今にいう行政改革である。

「大正二二年三月廿六日郡制廃止ノ為メ(三月を以テ終ル)郡会議員功労者ニ対シ表彰式ヲ小学校ニ於テ挙行セラル」(文書(要旨))とあり、三年間の残務整理を経て、大正一五年六月三〇日を以て全廃された。時代は市町村制時代に入る。

そして市町村制施行らしい数えて六五年目

博物館だより

また、関係町村は、事前に住民投票によって合併の賛否を問ひ、圧倒的な支持を得て市制を発足させた当時の理事者の真摯な行政姿勢は特筆されるべきである。

創元展終了
11月19日(25日まで)開催されました創元会長野支部展は力作40点が展示され、好評裏に終了しました。これで今年の協賛、共催企画展は全て終了になりました。

「寄付ありがとうございました」
金五千元 ライチョウ保護事業のため
東京都練馬区 岡村正子殿

お知らせ
ことわざ歳時記(3)は紙面の都合により次号に掲載します。(編集部)

山と博物館 第28巻 第12号
一九八三年十二月二十五日発行
発行所 長野県大町市 T.E.L.220-211
印刷所 大町山岳博物館
印刷部 長野県大町市後町
大系タイムス印刷部
定価 年額一〇〇円(送料共)切手不可
郵便振替口座番号長野四一三三九三三